

海外 募集型企画旅行取引条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社オーパシーズ・トラベル（東京都中央区銀座3-7-16 銀座 NS ビル5 F 観光庁長官登録旅行業第366号(第1種)以下「当社」といいます)が、企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 契約内容・条件は、下記条件、パンフレット、ホームページ、出発前にお渡しする「最終日程表」と称する確定書面（以下「最終日程表」という）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」という）によります。また、日程中に3泊以上のクルーズ旅行を含む旅行（日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます。）であって、パンフレット、ホームページ上にその旨を記載した旅行については当社クルーズ船を利用するとき使用する旅行業約款（以下「当社クルーズ旅行約款」といいます）の募集型企画旅行の部によります。特定約款とクルーズ旅行約款は第16条（旅行者の解除権）の取消料部分以外は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部と同内容となります。当社約款は当社ホームページ（www.travelota.jp/）からご覧になれます。

3. 旅行の申込みと契約の成立時期

- (1) 当社またはパンフレット、ホームページなどの「販売店欄」に記載する当社の受託旅行者（以下「当社ら」といいます）にて、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。申込金は、「旅行代金」、「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。
- (2) 当社らは電話、郵便及びファクシミリなどによる旅行契約の予約を受けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに、申込書を本項（5）に定める金額の申込金とともに提出していただきます。なお、お客様から当該期間内に申込書の提出と申込金の支払がなされないときは、当社らは、予約はなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約の成立時期は、店頭販売および訪問販売の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、所定の申込金を受理したとき、電話などによる旅行契約の場合は、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに、当社がお客様から所定の申込金を受理した時に旅行契約は成立いたします。
- (4) 通信契約により旅行契約の締結を希望される場合
 - ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます。）より会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）などの支払を受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないなど、または業務上の理由などでお受けできない場合もあります。
 - ② 通信契約のお申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、などに加えて「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」などを当社にお申し出いただきます。
 - ③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾するむねの通知を発したときに成立します。ただし、当該契約の申し込みを承認する旨の通知をメール、FAX、留守番電話などで行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
 - ④ 通信契約での「カード利用日は」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金などの支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日とします。

(5) 申込金

旅行代金の額	申込金の額
50万円以上	10万円以上旅行代金まで
30万円以上50万円未満	5万円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	3万円以上旅行代金まで
15万円未満	2万円以上旅行代金まで

- ① ただし、特定期間、特定コースについては別途専用パンフレット、ホームページに定めるところによります。
- ② 企画旅行に参加されるために宿泊・乗車船券類別途手配を依頼される場合、係る申込金とは別に当該手配旅行代金を事前にお支払いいただき

ます。

- (6) お申込みの段階で満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得てお客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を「お預り金」として申し受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち解除のお申し出があった場合、又は結果として予約できなかった場合は、当社は当該お預り金を全額払い戻します。なお、キャンセル待ちコース契約の成立は、当社らが予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申込み条件

- (1) お申込み時に満20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。満15歳未満の方は保護者の同行を条件といたします。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3) 健康を害している方、車いすなどの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、側物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれら状態になった場合も直ちにお申し出ください）。改めて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (4) 前項のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は当社及び運送・宿泊機関からの依頼により、書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出頂いた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (6) お客様の都合による日程中の別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。なお、旅行の日程から離脱する場合には、その旨および復帰の有無について必ず添乗員または係員にお申し出いただきます。
- (7) 他の旅行者に迷惑を及ぼしたまたは旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、当社は、お申込みをお断りする場合があります。
- (8) 次に掲げる場合において、当社にご参加をお断りすることがあります。
- ① 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ② 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ③ 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (9) 参加の旅行に対し有効なパスポート・査証をお持ちの方で渡航先国の出入国に問題がないことを条件といたします。
- (10) 1人又は奇数人数で参加の場合には原則として他のお客様との相部屋は行いません。この場合1人部屋又は2人部屋を一人で使用した場合は「1人部屋追加料金」をいただきます。又3名1室（トリプル）ご利用の場合は手狭となります。（大型ベッド1台と簡易ベッド又はソファベッド1台のお部屋になる場合があります。
- (11) 日程上、実際に利用できない複数の予約（重複予約）はキャンセル待ちの場合を除きできません。この場合、航空会社や宿泊機関などの定める基準によって自動的に取り消されます。
- (12) その他、当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5. 団体・グループでのお申込み

- ① 当社は団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結および解除などに関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- ② 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ③ 当社は契約責任者が構成者に対して現に負いまは将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- ④ 当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においてあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6. 契約書面と最終日程表の交付

- (1) 当社は、企画旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任等に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等で構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送・宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として、旅行開始日の2週間前から7日前にはお渡しできるよう努力しますが、年末年始、ゴールデンウィークなどの特定時期出発コースの一部では旅行開始日の間際にお渡しします。)ただし、お申込みが旅行開始日の前日から迫るぼって7日目に当たる日以降の場合、旅行開始日前日にお渡しすることがあります。

7. 旅行代金の適用及びお支払期限

- (1) 子供代金は、コースごとに特に注釈がない場合、旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満の方に適用します。
幼児代金は、当該基準日に満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。
- (2) 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。
- (3) 追加代金とは、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊施設指定の選択、延泊等による宿泊代金等、基本代金に追加する旅行代金をいいます。
- (4) 旅行代金は、第3項(1)の「申込金」、第14項の「取消料」、「違約料」、第22項(2)「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告、パンフレット、ホームページにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」となります。
- (5) 旅行代金(申込金を差し引いた残額)は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いください。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(特に注釈のない限り航空機はエコノミークラス)、送迎バス料金、都市間の移動バス料金、観光バス料金、宿泊料金及び税・サービス料金、食事代及び税・サービス料金、観光に伴う入場料金及びガイド料金、特に明示したその他の料金
- (2) 添乗員が同行するコースの添乗員経費
- (3) 各コースに明示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用、上記代金は、お客様の都合により一部ご利用されなくても払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- (1) 超過手荷物料金(既定の重量、容積、個数を超える分について)。
- (2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料金等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (3) 傷害、疾病に関する治療費用
- (4) 渡航手続き関係諸費用(旅券印紙代、印紙代、査証料、予防接種料金、傷害・疾病保険料及び渡航手続き代行料金)
- (5) 日本国内の旅客サービス施設使用料、国際観光旅客税(パンフレット、ホームページに明示した場合を除きます。)
- (6) 運輸機関の課す付加運賃・料金
- (7) 希望者のみ参加のオプションツアーの旅行代金。
- (8) 日本国内における自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 渡航手続き・保健衛生・危険情報について

ご旅行に必要な旅券・査証・予防接種証明書などの取得に係る渡航手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定料金を申し受け別途契約にて渡航手続きの一部代行をお受けします。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証の取得ができなくてもその責任を負いません。

- (1) 旅券(パスポート)・査証(ビザ)について
(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)
 - ① 旅券の有効(残存)期間の条件は渡航先国により異なります。詳細は当社の担当者にご確認ください。
 - ② 渡航先国により、査証が必要です。詳細は当社の担当者にご確認ください。
 - ③ 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。これらの手続きなどの代行については、別途に渡航手続料金をいただきお受けいたします。

- (2) 保健衛生について

渡航先国の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症」のホームページでご確認ください。* ホームページ <http://www.forth.go.jp/>

(3) 海外危険情報について

渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」など国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「海外危険情報」は、外務省「海外安全ホームページ」でご確認ください。*ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(4) 渡航先の「海外危険情報」発出による旅行の催行中止

旅行申込後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、契約内容を変更または解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合は受領した旅行代金は全額返金いたします。ただし、当社が安全に対し適切な処置がとられると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様の判断で旅行を取り止められる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

1.1. 旅行契約内容の変更について

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービス提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

1.2. 旅行代金の額の変更について

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更する場合があります。
- (2) 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までにお客様に通知します。
- (3) 本項(1)により旅行代金を減額するときは、運送・料金の減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- (4) 第11項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他、既に支払又はこれから支払わなければならない費用を含む)に増額又は減額が生じる場合には、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。
- (5) 運送・宿泊機関等の利用代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責の帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

1.3. お客様の交替について

お客様は、予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。なお、航空便の予約や氏名変更が出来ない等の理由により、当社は、お客様の交替をお断りすることがあります。

1.4. 旅行契約の解除・払戻し

(1) 旅行開始前の解除

① お客様の解除権

お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします(お申出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間連絡先等はおお客様ご自身でもお申込み時点で必ずご確認ください)。なお、当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も取消料をお支払いいただきます。また、通信契約を解除する場合にあっては、当社は提携会社のカードにより所定の伝票の署名なくして取消料のお支払いを受けます。

区分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項から第五項に掲げる旅行契約を除く)	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、四十日目に当たる日以降に解除するとき (ロからニまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合 (ハ及びニに掲げる場合を除く)	旅行代金の20%以内

ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合 (二に掲げる場合を除く)	旅行代金の 50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(二) 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料の金額を明示したものの(次項に掲げる契約を除く。)	
イ 旅行契約締結後に解除する場合 (ロからホに掲げる場合を除く。)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、四十日目に当たる日以降に解除するとき (ハからホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合 (ニ及びホに掲げる場合を除く)	旅行代金の 20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合 (ホに掲げる場合を除く)	旅行代金の 50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(三) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合 (ロからニに掲げる場合を除く)	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合 (ハ及びニに掲げる場合を除く)	旅行代金の 50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合 (二に掲げる場合を除く)	旅行代金の 80%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(四) 旅行日程中に 3 泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約 (次項に掲げる旅行契約を除く)	
イ 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合 (ロに掲げる場合を除く。)	(a)クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数(航空機内のものを除く。(b)においても同じ。)の 50%以上のもの当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料の 2 分の 1 に相当する率以内 (b)クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の 50% 未満のもの当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間に適用される取消料率の 4 分の 1 に相当する率以内
ロ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(五) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。	
備考	
(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。	
(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	
(三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

注) 上記表内の「旅行開始後」とは、指定した集合場所で「受付」を行う場合は受付完了後、受付が無い場合は最初に搭乗する空港「手荷物検査場」での検査を完了したときとします。

- イ お客様は次に掲げる場合においては、本項アの規定にかかわらず取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- a 当社によって旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 22 項の表「変更補償金の支払いが必要となる事項」に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- b 第 12 項の（１）により、旅行代金が増額されたとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d 当社が最終日程表を第 6 項の（２）に規定する期日までに交付しなかった場合。
- e 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

② 当社の解除権

- ア 当社は、次にあげる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- a お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- b お客様が第 4 項（８）の①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。
- c お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- d お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- e お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担求めたとき。
- f お客様の人数がホームページ、パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合、特定日（4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7）に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日目に当たる日より前に、また上記の特定日以外の旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目に当たる日より前に旅行中止のご連絡をいたします。
- g スキーを目的とする旅行における降雪量の不足などのように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就できないとき、またはその恐れが極めて大きいとき。
- h 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によりホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- i 前 h の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の延期をおすすめします」以上の渡航情報（危険情報。以下危険情報）が発せられたとき。但し「渡航の是非を検討して下さい」以下の危険情報が発せられたとき、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合お客様が旅行契約を解除するときは所定の取消料の対象となります。
- j 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になるなど、旅行者が旅行代金などの係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済ができなくなったとき。
- イ お客様が第 6 項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わない場合は、当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第 14 項に定める取消料に相当する違約料を支払わなければなりません。

(2) 旅行開始後の解除

① お客様による旅行契約の解除・払戻し

- ア お客様の都合により旅行日程途中で解散された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- イ 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレット、ホームページに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金のうち、不可能となった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。

② 当社による旅行契約の解除・払戻し

- ア 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するために添乗員などの指示に従わないなど、団体行動に規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。
- d お客様が第 4 項（８）の①から③までのいずれかに該当することが判明したとき

- イ 当社が本項「(2)②のア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- ウ 本項「(2)②のイ」において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたもの旅行者に払い戻します。
- エ 本項「(2)②のアの a, c」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

15. 旅行代金の払戻しの時期について

- (1) 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」または「第14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払戻しにあってはパンフレット、ホームページに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 本項(1)の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で、規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) 当社は、お客様と通信契約を締結した場合、「第12項(2)(3)(5)も規定により旅行代金を減額した場合」または「第14項の規定により通信契約が解除された場合」において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、お客様に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき金額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日を「カード利用日」とします。

16. 当社の指示について

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示に従っていただきます。

17. 添乗員について

- (1) 添乗員の同行の有無はホームページ、パンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員の同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務又はその他の当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様のご理解をお願いいたします。

18. 当社の責任

- (1) 当社は企画旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

19. 特別保障について

- (1) 当社は第18項(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、企画旅行契約約款別紙の特別保証規定で定めるところにより、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりその身体、生命または手荷物に被った一定の損害について、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円を支払います。携行品に係る損害保証金として15万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は、10万円です。)として支払います。
- (2) 当社が募集型企画旅行契約約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が当社の負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病などの他、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング

グ、ハングラライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は（１）の補償金及び見舞金を支払いません。

- （４）当社は企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われたい旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「企画旅行参加中」とはいたしません。

20. お客様の責任について

- （１）お客様の故意、過失、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- （２）お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- （３）お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. オプションツアー又は情報提供

- （１）当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行（以下「当社実施のオプションツアー」といいます）の第19項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーはパンフレット等で明示いたします。
- （２）オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をホームページ、パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第19項で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき補償金を支払います。ただし、当該オプションツアーの催行に係る企画者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが催行される現地法人および当該旅行企画の定めによります。（旅程保証の対象とはなりません。）
- （３）当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

22. 旅程保証について

- （１）旅行日程に次表に掲げる変更が生じた場合、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定により、第7項（４）で定める（旅行代金）に次表に定める率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。なお、当該変更について当社に第18条（１）（当社の責任）の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- イ 戦乱
- ウ 暴動
- エ 官公署の命令
- オ 欠航、不通運休など運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止
- カ 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ 旅行参加者の生命または、身体の安全確保のための必要な措置。
- ② 第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ 次表に掲げる契約内容の重要な変更であっても「最終旅行日程表に記載した日程から変更の場合で、パンフレット、ホームページに記載した範囲内の旅行サービスの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
- ④ パンフレット、ホームページに旅行サービスの提供を受ける順番が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- （２）本項（１）の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満である時は、当社は変更補償金を支払いません。

- (3) 当社は本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同行の規定に基づき当社が支払うべき損害補償の額と、お客様が返還すべき変更補償金との額とを相殺しその残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様の同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金銭による変更補償金・損害賠償金のお支払いにかえさせていただきますことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び施設の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り、)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除く。)	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載のあった事項の変更	2.5	5.0
注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービス内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		
注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用に伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。		
注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用いたしません。		
注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧し供しているリストによります。		
注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗船等又は一泊の中で複数生じる場合であっても、一乗船等又は一泊につき一件として取り扱います。		
注七 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの料率を適用せず、第九号によります。		

2.3. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、購入の際にはお客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品などのお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受取りなど必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約または国内諸法令により日本への持込みが禁止されている品物がありますので、ご購入には十分ご注意ください。

2.4. 事故などの申し出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

2.5. 個人情報の取り扱いについて

当社及び当社は、旅行申込の際提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要なものについては各コース等に記載されています)の提供するサービスの手配

及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。このほか、当社及び当社らでは

- ① 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ② 旅行において運送・宿泊機関等のサービスの手配、提供のため
- ③ 旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため
- ④ 特典サービス提供のため
- ⑤ 統計資料作成のため

に利用させていただくことがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

26. 旅行保険(任意)加入のお勧め

ご旅行中病気やケガをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なものも実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害などを担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保険に加入されることをお勧めいたします。旅行保険については、当社の担当者にお問い合わせください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

28. その他のご案内

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のケガ、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) 当社は、いかなる場合であっても旅行の再実施はいたしません。
- (3) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより航空会社等のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ・登録等は、お客様ご自身で当該航空会社等へ行っていただきます。航空会社の変更により第18項(1)及び第22項(1)の責任を負いません。
- (4) お客様が旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されるときは、パスポートに記載されている通りにご記入ください。ローマ字氏名が間違っ
て記入された場合には、航空券の発行替えの他、宿泊機関などへの訂正連絡が必要となります。最悪の場合、運送・宿泊機関などにより氏名の訂正が認められずに、旅行契約を解除される場合もあります。この場合、当社は所定の取消料をいただきます。

29. 募集型企画旅行約款について

本旅行条件説明書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（募集型企画旅行約款の部）によります。